

函館地方裁判所委員会（第14回）及び函館家庭裁判所委員会（第14回）議事概要
(函館地方・家庭裁判所委員会事務局)

1 日時

平成21年3月6日(金)午後3時00分～午後4時20分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者(敬称略)

(地裁委員)伊藤政洋,岡嶋一夫,富樫絹子,橋田恭一,宮腰優子,山本直樹,嶋田敬昌,吉戒純一

(家裁委員)大西正光,紺井ちえ子,下中修子,田村伊知朗,森越清彦,岡田龍太郎

(兼務委員)坂牛隆,佐戸賢一,瀧澤泉

(地裁事務局)事務局長小才度富健,事務局次長阿子島恵,民事訟廷管理官金澤敏博,刑事訟廷管理官山田勉,総務課課長補佐山室全由,函館簡裁庶務課長朴澤孝

(家裁事務局)事務局長加藤豊,事務局次長小田修,首席家庭裁判所調査官齋藤眞,首席書記官高橋政美,総務課長紺野陽一,総務課庶務係長福田裕子

4 議題

事件関係書類を送付する際の手封物について

5 机上配布資料

(1) 進行次第

(2) 着席図

(3) 資料1号 事件関係書類を送付する際の手封物(簡易裁判所支払督促事件)

(4) 資料2号 同上(地方裁判所民事通常事件)

(5) 資料3号 同上(地方裁判所民事通常事件証人呼出状)

(6) 資料4号 同上(地方裁判所刑事公判請求事件証人召喚状)

1～4の資料については事前に配布済み。

(7) 資料5号 リーフレット「ご存じですか?簡易裁判所の支払督促」

(8) 資料6号 リーフレット「裁判所ナビ」

(9) 資料7号 これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について

6 議事

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 前回の地家裁委員会において質問を受けていた事項について

(委員長)

前回提案のあった「裁判員裁判後に被告人からいやがらせを受けたときの裁判所の連絡先」,「災害時の避難経路の周知」について回答する。

(事務局)

「裁判員裁判後に被告人からいやがらせを受けたときの裁判所の連絡先」については、連絡先は裁判員係とする。「災害時の避難経路の周知」については、それぞれの執務場所や災害発生場所等により避難経路は異なるので、指示に基づいて行動するよう事前にアナウンスすることとする。

(3) 事件関係書類を送付する際の手封物について

(事務局から説明した。)

(委員長)

民事訴訟及び支払督促の手封物についての意見や質問等はないか。

(委員)

手封物に記載されている「催告状」というのはじめて見るようなお役所言葉が、一般の人が見たときどう思うだろうか。

文章表現の中で、普段使用しない「送達」という言葉は、「お送りしましたので」という言葉でもよいのではないか。

(委員長)

「催告」、「送達」という言葉は、一般の人にとって普段使用しない言葉であるが、法文上記載している用語であるという点からは文書に記載するのが相当とも言えることを御理解いただきたい。

(委員)

口頭弁論期日は被告の意思とは関係なく決まるようだが、海外出張などで不在のときはどうしたらよいのか。

(委員長)

第1回の口頭弁論期日は被告の都合を聞かないで決める。被告の都合が悪い場合に、裁判所に事情を説明し理由が認められるケースでは期日変更が可能であり、また、欠席する場合でも答弁書を提出することで対応できることもある。

(委員)

どうしても出頭できない場合はどうしたらよいかを手封物に記載してほしい。

(事務局)

不出頭の事情やそれにより期日変更の認められるケース、認められないケースなど個々の事情があるので、担当の直通電話に問い合わせ、相談していただきたい。

(委員)

仮にそうだとしたら、記載したらどうか。

(委員)

呼出状に記載するのは無理でも、別に注意書を作成し、「ご不明な点はお問い合わせください」と記載してもよいのではないか。

法律専門家である弁護士へのアプローチの問い合わせにはどうしているのか。

(事務局)

法テラスや弁護士会を紹介している。

(委員)

支払督促の同封物に説明書面があるが、支払督促そのものをもっと平易な表現にし、説明書面がなくても理解できるものに変えられないのか。

学校で親に対して手紙を出すときは、平易、インパクト、量は少なめにと心がけている。説明の必要な手紙とはいかがなものかと思う。

(事務局)

支払督促はわかりにくい手続きであろうということで、各庁、工夫をして注意書を同封している。

(委員)

なじみのない裁判所から封筒が届いただけで不安になり、まして、赤字で「裁判員制度」の文字が印刷されており、なおも不安になり、このような状況で、冷静に、封筒の中身を読むことができるだろうか。また、専門家にお願いするにもどのようなルートでお願いすればよいのか、専門家に相談する際の連絡先を記載してほしい。

(委員)

支払督促の同封物だが、「手続きが分からないときは、裁判所に問い合わせてください。」と一番下に記載されているが、これをすぐに見える箇所にした方が安心して書類を読み進めることができる。督促異議の問い合わせはどのくらいあるのか。

(事務局)

ほとんど毎日、督促異議の問い合わせがある。内容としては、書いてあることは間違いはないが、一括で支払えないというものが多く、その場合は、異議申立をして訴訟で和解という方法で解決する手段もある旨説明をすることもある。

(委員)

手続きが分からない場合の記載や口頭弁論期日に欠席するとどうなるかの記載が書面の最後にあるが、なかには最後まで読まない人がいることもあるので、不利益についての説明をもっとわかりやすい箇所に持っていき、強調するだけでも、裁判所から書類を受け取った人の対応が変わるのではないか。

(委員)

支払督促の文言が「支払え」という命令調であり、高圧的で不快感を覚える。

(委員長)

気持ちはわかるが、判決の主文や支払督促に、「支払え」という文言がなければ、法律的に強制執行ができないことになる。強制執行ができるようにするために、どうしても「支払え」といった文言が必要になるという背景事情があることを御理解いただきたい。

(委員)

被告の立場からすると、裁判所が一方的に期日を決め、出てこいというのはどうということかと感じる。

訴訟進行に関する照会書に、第1回期日への出頭について、「変更」や「擬制陳述」のことを記載してほしい。

(事務局)

照会書は各庁，工夫して作成しているところである。

(委員)

口頭弁論期日呼出状に記載されている「事件」という言葉に違和感があり，刑事事件のようである。貸金請求事件を貸金請求訴訟という表現にすることはできないのか。

(委員長)

民事事件の証人呼出状及び刑事事件の証人召喚状の同封物についての意見や質問等はないか。

(意見，質問等なし)

(4) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は，7月10日(金)午後3時からとすることによろしいか。

(異議なし)

(5) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて，御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので私から提案させていただくが，「比較的軽い非行を犯した少年への保護的措置」及び「平成20年度の地家裁における事件のすう勢に関する報告」というテーマを取り上げることとしたいが，よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様，テーマは随時受け付けているので，総務課まで御連絡をいただきたい。

以上で，本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき，委員の皆様への御協力に厚くお礼申し上げます。

(6) 閉会宣言(総務課長)

以上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館青年会議所指導力開発委員会委員長	伊 藤 政 洋
函館市町会連合会副会長	岡 嶋 一 夫
北海道新聞函館支社報道部長	坂 牛 隆 (家裁委員兼務)
日本放送協会函館放送局放送部長	佐 戸 賢 一 (家裁委員兼務)
函館市女性会議会長	富 樫 絹 子
函館市教育委員会教育委員	橋 田 恭 一
函館地方法人会女性部会副部会長	宮 腰 優 子
函館司法書士会所属司法書士	山 本 直 樹

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋 田 敬 昌
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	石 井 修 治 (家裁委員兼務)
------------	------------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	瀧 澤 泉 (家裁委員兼務)
函館地方裁判所裁判官	吉 戒 純 一

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市社会福祉協議会総務部総務課長

阿知波 健 一

なるかわ病院精神科医

板 橋 栄 治

函館市中学校長会事務局長（函館市立深堀中学校校長）

大 西 正 光

函館調停協会理事

紺 井 ちえ子

北海道新聞函館支社報道部長

坂 牛 隆（地裁委員兼務）

日本放送協会函館放送局放送部長

佐 戸 賢 一（地裁委員兼務）

函館市市民部男女共同参画課長

下 中 修 子

北海道教育大学教授

田 村 伊知朗

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士

森 越 清 彦

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官

石 井 修 治（地裁委員兼務）

〔4号委員〕

函館家庭裁判所裁判官

岡 田 龍太郎

函館家庭裁判所長

瀧 澤 泉（地裁委員兼務）